

### I 概要

- 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)において、フリーランスとして働く者等の労働者でない者については労災保険の強制加入の対象とはなっていないところ、第83回労災保険部会建議(令和元年12月23日)において「…社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされたこと等を踏まえ、国民に対する意見募集及び関係団体からのヒアリングを行い、労災保険部会における議論を経て、第93回労災保険部会(令和2年12月24日)において、芸能従事者等について特別加入制度の対象範囲とするべきとの答申がなされた。
- また、関係団体からのヒアリング及び労災保険部会における議論を経て、第95回労災保険部会(令和3年2月8日)において、創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者について、特別加入制度の対象範囲とするべきとの答申がなされた。
- さらに、関係団体からのヒアリング及び労災保険部会における議論を経て、第98回労災保険部会(令和3年6月18日)において、自転車配達員及びITフリーランスについて、特別加入制度の対象範囲とするべきとの答申がなされた。

### II 拡大する対象範囲・スケジュール

- 以下の類型について、労災保険の特別加入制度の対象として追加する。

#### (1) 令和3年4月1日:関係改正省令施行

- ・ 芸能従事者 } (放送番組(広告放送を含む。)、映画、劇場、イベント会場、楽屋等において演技、舞踊、音楽、演芸その他の芸能実演や演出の提供、若しくは芸能製作に従事する者)
- ・ アニメーション制作従事者
- ・ 柔道整復師
- ・ 創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者

#### (2) 令和3年9月1日:関係改正省令施行(予定)

- ・ 自転車配達員
- ・ ITフリーランス